

第 8 章

具体的な誘導施策

8-1 具体的な誘導施策

1. 計画推進方策

人口減少や高齢化社会の進展、財政の制約など厳しい社会情勢の中で、目指すべき将来都市構造を実現させていくためには、計画的かつ効率的な取組みが必要です。

また、関係部署が今後策定する計画や実施する施策については、本計画で目指すべき将来都市構造や基本方針、居住誘導区域、都市機能誘導区域や誘導施設と整合性を図り、持続可能な都市経営を可能とするコンパクトシティの実現に連携して取り組みます。

基本方針① 都市機能がコンパクトに集積し、利便性の高い持続可能な都市

地域の特性に応じて、日常生活に必要な都市機能施設が充実した利便性の高い拠点を形成するとともに、拠点間や公共交通空白地について、利用実態や住民ニーズに応じて公共交通ネットワークの充実を図り、地域が多彩に輝く持続可能な都市の実現を目指します。

(1) 竹原市公共施設ゾーンにおける各公共施設の一体的・総合的な再整備

- (ア) 旧市庁舎跡地を中心とした敷地において、市民の様々な活動のための施設（市民ホール、地域交流、図書館、子育て支援等の機能）を集約し、日常的に市民が集うための活動拠点、また、大型商業施設の撤退を踏まえた新たな民間機能の導入、民間ノウハウを活用した施設整備や運営など、官民連携による相乗効果を発揮し、市民の利便性の向上、賑わいの創出、交流の促進にふさわしい複合施設を整備します。
- (イ) 現市庁舎周辺の老朽化した公共施設の再編を進めるため、図書館、子育て支援施設、市民ホール、総合地域交流センター等の複合施設整備に取り組みます。
 - 中高生の市外流出に歯止めをかけるため、子ども達の『学べる環境』の創出
 - 地域コミュニティ強化を図るため、心地よい空間『市民が集まれる場』の創出

(2) 中心市街地における子育て支援施設の整備

- (ア) 多様化する子育て世帯のニーズに応じた支援を推進し、子育て環境の充実を図るため、利用者にとって利便性の高いまちの中心部において、適正規模の子育て支援施設の整備に取り組みます。

(3) 地域特性、市民ニーズに応じた持続可能な公共交通施策の推進

- (ア) 本計画で目指すべき将来都市構造や各区域設定等を踏まえ、今後の高齢化社会に対応して、将来にわたり持続可能な地域公共交通のあり方について検討し、市民にとって公共交通を利用しやすい環境の創出と利用促進につながる普及啓発活動に取り組みます。
- (イ) 地域公共交通に関する市民ニーズや現状分析を踏まえ、市民・学識経験者・交通事業者等による地域公共交通会議において総合的、多角的な検討を行い、官民が連携して具体的な公共交通施策に取り組みます。

基本方針② 地域資源と特性が有効に活用され、魅力と賑わいに満ちた都市

自然資源、歴史・文化的資源、町並み景観や田園景観などの活用による竹原らしい景観の創出を図るとともに、各種地域資源を活用した観光地の魅力化、交流の場の創出を図り、地域の特性に応じた魅力ある拠点の形成を目指します。

(1) 竹原町歴史的風致維持向上地区における歴史・文化を活かしたまちづくりの推進

- (ア) 重要伝統的建造物群保存地区内の歴史的建造物を保存・活用するため、空き家・空き店舗対策の積極的な取組みにより観光資源としての魅力向上を図るなど、観光まちづくりの推進に取り組みます。
- (イ) 松阪邸や森川邸など歴史的建造物の活用方法について検討します。
- (ウ) 重要伝統的建造物群保存地区における土砂災害や火災等の防災対策を積極的に実施し、安全な住環境の形成に取り組みます。

(2) 歴史的景観など固有の景観の維持・向上などによる、竹原らしさを継承する個性的な景観づくりの推進

- (ア) 景観計画、景観条例に基づく総合的な景観施策により、歴史的な景観を保全するとともに、観光客の回遊性に資する景観形成に取り組みます。
- (イ) 市民等と行政との協働により、魅力的な景観の創出に取り組みます。
- (ウ) 町並み保存地区周辺地区（景観計画重点地区）において、水道・下水道事業と連携し、老朽化した石畳み舗装の改修に取り組みます。

(3) 観光客の回遊性向上に取り組むなどによるまちのにぎわいづくりの推進

- (ア) 観光・交流拠点を巡る観光ルートや受入環境の整備などに取り組みます（案内板の充実、駐車場、駐輪場の確保など）。
- (イ) 地域住民等が主体となったおもてなし機能の強化を図るなど、観光客をまちなかへ誘導し、都市の魅力向上に取り組みます。

(4) 遊休化した公的不動産の有効活用による地域の特徴を活かした都市の魅力向上の推進

- (ア) 統廃合後の小学校や幼稚園・保育所の跡地など公共未利用財産について、都市の魅力向上に資する活用に取り組みます。

基本方針③ 安全、快適で定住環境が整い、若者、子育て世帯、高齢者が定着する都市

道路、公園、下水道等の都市基盤整備、まちのバリアフリー化、子育て環境の整備、防災都市づくりなどにより、若者、子育て世帯、高齢者など誰もが安全・快適に暮らせる定住環境が整った都市の実現を目指します。

(1) 計画的な市街地形成による、若者や子育て世帯にとって良好な居住環境づくりの推進

- (ア) 新開土地区画整理事業の計画的な事業進捗を図ることにより、各種都市機能が集積した中心市街地へ、緩やかな居住の誘導を図ります。
- (イ) 道路、公園、下水道など都市基盤整備を進めることにより、良好な居住環境の創出に向けて取り組みます。

(2) 子育て世帯にとって魅力的な子育て支援施設の整備

- (ア) 多様化する子育て世帯のニーズに応じた支援を推進し、子育て環境の充実を図るため、利用者にとって利便性の高いまちの中心部において、適正規模の子育て支援施設の整備に取り組みます。

(3) 既成市街地における空き家・空き地の有効活用と適正な管理などによる良好な居住環境の形成

- (ア) 竹原市空き家等対策計画に基づき、空き家化の抑制・予防、適正管理、管理不全の空き家等の解消、跡地活用の観点から、計画的な施策の推進に取り組みます。
- (イ) 竹原市まちなか賑わい創業支援助成制度などの活用により、空き店舗等の活用について重点的な支援に取り組みます。
- (ウ) 居住誘導区域内の空きビル、空き店舗、空き家、低未利用地等の既存ストックについては、誘導施設の立地を促すため、土地の集約化や利活用の促進を図るとともに、地域の利便性を高める施設としての活用を図ります。

(4) 地域コミュニティの強化による、子どもから高齢者まで安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

- (ア) 住民自治組織の活動を強化・支援し、地域コミュニティの活性化に取り組みます。

(5) 都市の魅力向上による、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりの推進

- (ア) 利便性の高い都市機能をまちなかへ配置することにより、高齢者の外出機会の創出に取り組みます。
- (イ) 過度に依存する車社会から脱却するため、利便性の高い公共交通について検討し、高齢者の歩行機会の創出に取り組みます。
- (ウ) 歩行者空間、公共施設のバリアフリー化や事故の危険性の高い交差点などの改良、改善を図り、高齢者が移動しやすい環境整備に取り組みます。

(6) 防災拠点機能を備えた複合施設の整備

- (ア) 市内中心部の避難所不足の解消のため、市民の誰もが利用しやすい防災拠点機能を備えた複合

施設の整備に取り組みます。

(7) データやICTを利活用したまちづくりの推進

(ア) 人口減少により生じる課題解決やデータ利活用型社会の到来に対応した最先端のまちづくりに取り組みます。

2. 公的不動産の活用について

公共施設等の維持コストや少子高齢化による住民ニーズの変化や人口減少による公共建築物の利用需要の低下等を背景とした、市の所有する公共施設や公有地など公的不動産の利活用等の状況を踏まえ、居住誘導区域や都市機能誘導区域と連動した公共施設の適正な配置や管理・運営手法を検討し、竹原市公共施設等総合管理計画と整合性を図ります。

(1) 既存ストックの維持・活用

人口減少下においては、既成市街地の低密度化は都市機能の衰退や公共投資の非効率化など、都市の活動に支障をきたすこととなります。将来にわたって各種都市機能を維持するためには、将来の人口規模や住民ニーズ、財政負担を考慮して、適正な再配置や地域の実情に応じた更新により、都市の魅力を向上し、一定の人口密度を維持する必要があります。また、郊外部においては、地域交流センター等の各拠点機能を強化し、地域住民のコミュニティ活動の維持・充実を図ります。

(2) 遊休化した公的不動産の活用

小学校や保育所等の統廃合などによる遊休化した公的不動産や、今後新たに配置・集約が必要となる施設については、民間活用も含めて、地域のにぎわい創出や都市の魅力向上につながる活用に取り組みます。

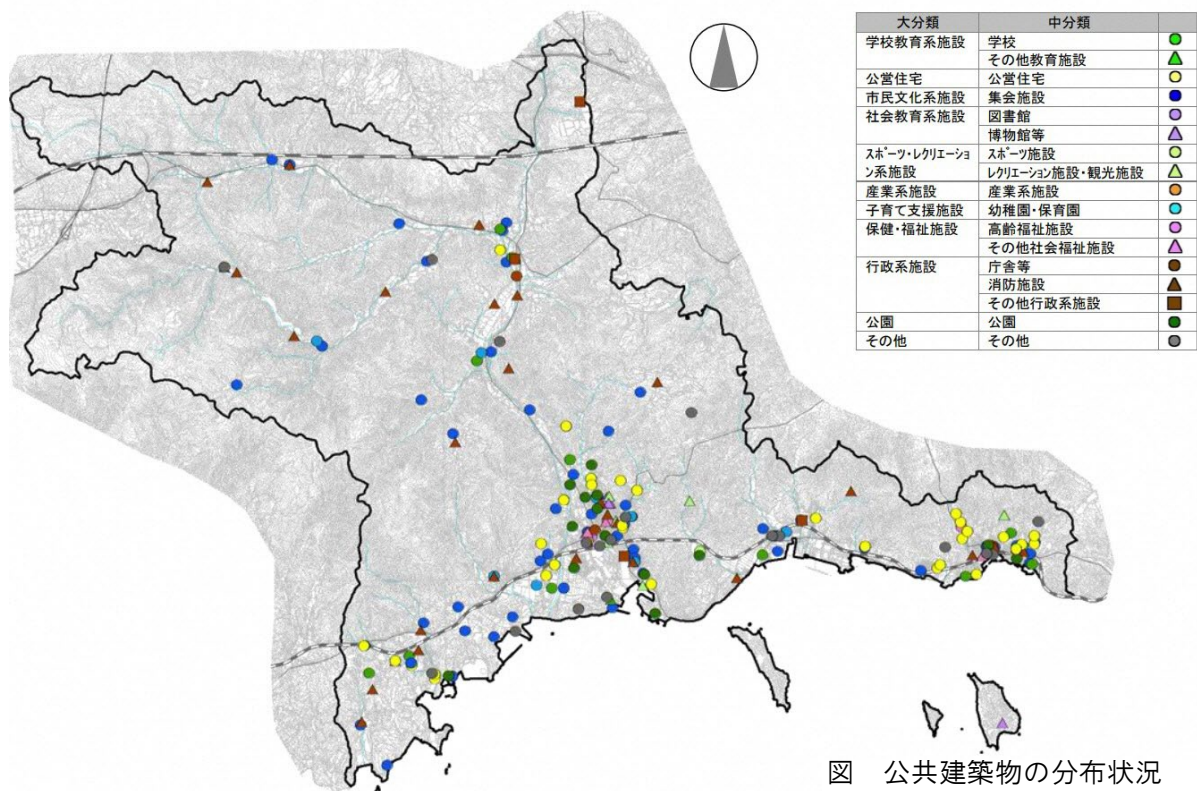


図 公共建築物の分布状況
資料：竹原市公共施設等総合管理計画